

知っておきたい著作権

著作権特別委員会

私達が日頃楽しんでいるスクエアダンス、ラウンドダンス、カントリーウエスタンダンスにとって音楽は切り離せない存在です。楽しい動きを指示してくれるコーラー、キューー、インストラクターも欠かせません。

これらのダンスは、誰もが自由に楽しむことができますが、自由って事なら何をやってもいいのか？いえいえ、決してそうではありません。音楽等の利用に当たってはルール（法の定め）やマナーに留意する必要があります。これが著作権です。

S協ニュース2018年5月号から「知っておきたい著作権」という連載をしていますが、そこで掲載した記事をここに再掲することにしました。また、「著作権保護に向けてのガイドライン」（2016年8月6日）を載せておきます。

気になったことがあったら読み返していただき、音楽や著作物を正しく利用されることを願っています。

索引

1. [音楽のコピー](#)
2. [パーティー等での録音](#)
3. [演奏権](#)
4. [SNS投稿での留意点](#)
5. [音楽のダウンロード](#)
6. [著作権保護に向けてのガイドライン（別の資料を表示します）](#)

知っておきたい著作権～音楽のコピー～

『音楽のコピー』

2018年度より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信いたします。なるべく簡単に分かりやすく、しかしながら、留意すべき点をお伝えしていきたいと思えます。尚、S協のホームページの表紙に“音楽著作権の保護について”として「**著作権保護に向けてのガイドライン**」を掲載していますので、こちらも再読していただきたいと思えます。

第1回目の今回のテーマは、基本中の基本である『**音楽のコピー**』についてです。

著作権には12種類の権利があり、その第一に著作物のコピーを作る権利（複製権）があります。これは、著作者だけが専有する権利で、著作者に無断で著作物を複製することはできません。

しかし、著作物を「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

「私的使用目的」の範囲

- ・自分のバックアップのため
- ・家庭内の家族間のコピー
- ・ごく親しい特定の友人数人程度の範囲内のコピー

音楽をコピーする際には上記を参照いただき、適正に行ってください。

著作権特別委員会 中川 裕

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～パーティ等での録音～

『音楽の録音』

2018年5月号より著作権に関する情報をダンサー、コーラーに向けて発信を開始いたしました。今回は、『音楽の録音』に関してお伝えします。

第2回目の今回のテーマは、前回の『音楽のコピー』に関連した『パーティ等での録音』についてです。

前回は、著作権の権利の一つである複製権があり、「私的使用目的」の範囲であれば、コピーができることをお伝えしました。今回は、皆さんに深く関わるパーティ等のコールの録音についてです。

著作権法 89 条 1 項で「アーティスト（実演家）の演奏（実演）は、著作隣接権として保護される」と定められています。コーラーは、「実演家」に相当し、①実演家人格権 ②許諾権（財産権）③報酬請求権 の権利を有します。皆様に関わる場所は、許諾権の内の録音権です。

楽しいコールや好みのコーラーのコールを録音されている方が多くおられますが、私的使用の目的であれば、パーティ等での録音は認められています。しかしながら、主催者が「録音をご遠慮下さい」とアナウンスしている場合は、無断で録音することは契約違反となります。

録音する際のマナーとして、主催者に「録音していいですか」と一声かけてください。また、録音したコールは、私的使用目的のみに許可されています。例会や講習会での利用は、演奏権として著作権法で保護され、できませんのでお気をつけください。なお、録音は、コーラーの権利のほか、音源を製作した者の権利にも関係しますので、十分な留意が必要です。

著作権特別委員会 中川 裕

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～演奏権～

今回は、『演奏権』についてお伝えします。

著作権は、著作物（楽曲）を利用する方法によってさまざまな権利に分かれています。例えば、演奏するときには演奏権、録音するときには複製権が関係してきます。スクエアダンスにとって音楽は不可欠ですが、例会やパーティー等で利用する音楽も演奏権の対象となります。私たちがスクエアダンスを楽しめるのは素敵な音楽を産み出した作曲者のおかげであり、その音楽でダンスを楽しんでいるのですから、私たちは演奏権を利用していることとなります。本来、著作物を再生・演奏する場合、著作者に対して許可を得ることが必要であり、著作者は楽曲の利用を認める対価として、利用料を請求することができます。では、私たちも音楽を利用する度に、作曲者に演奏権料を支払う必要があるのでしょうか？

実は、著作権法には、「著作権者の許可なく利用できる場合」が規定されています。

それは、「営利を目的としない上演等」の場合です。この条件に当てはまるためには、次の3つの要件を“すべて満たす”必要があります。

- ①営利を目的としないこと
- ②聴衆又は観衆から料金を受けないこと
- ③実演家に報酬が支払われないこと

S協の倫理要綱の8項は、「私たちの活動は物質的な利益を得ようとするものではない」ことを規定しています。私たちが開催しているスクエアダンスパーティーでは、会場費や設備費など必要な経費を分担するための参加費を集めていますが、参加費は、SD愛好者仲間による経費の分担金であって、利益が発生する金額ではなく、「料金」にはあたりません。さらに、スクエアダンスパーティーで、録音した音楽を流している場合、実演家に報酬を支払うということはありません。その結果、前述した①から③の要件を満たすこととなり、演奏権料を支払わないでスクエアダンスを楽しむことができます。

逆にいうと、前述した3つの要件を満たさない場合は、演奏権料を支払う必要がでてきます。例えば、SD愛好者仲間以外の人から入場料を徴収したり、参加費の名目であっても利益を発生させるような金額に設定したりすると、音楽の利用を管理している組織（日本音楽著作権協会（JASRAC）など）から演奏権料の支払いを求められる可能性があります。なお、上述したとおり、著作権には、演奏権だけでなく複製権などの他の権利もあるため、利用方法によっては、複製権料等の支払いを請求される可能性があります。2016年にS協が発表した「著作権保護に向けてのガイドライン」をご覧ください、このガイドラインに沿った活動をしていただけるようよろしくお願いいたします。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権～SNS投稿での留意点～

面白い動画や写真、音楽を友達に紹介したくて SNS (LINE や Facebook 等) にアップされている方も多いと思います。

注意すべき点として、他人が作成したものを無断でコピーし、インターネット上に公開すると、「複製権」及び、「自動公衆送信権」を侵害するということになります。又、自分が撮影したものでも「肖像権」が絡みますので、SNS へのアップは慎重に行いましょう。

「複製権」については、「私的使用目的」の範囲として「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲以内において使用すること」を目的とする場合には、著作権者の許諾なしに、使用者が複製すること（私的使用のための複製）が認められています。

今の時代、簡単に作品を複製することができますが、「私的使用目的」を拡大解釈して著作者に無断で複製を繰り返していくと、作品を生み出し販売している著作者へは対価が支払われないということになります。

「自動公衆送信権」とは、インターネット上に著作物をアップし、不特定多数がアクセス可能な状態にすることです。これらの権利は著作者が保有しておりますので、著作者に無断で行うことはできません。著作者に無断で写真、音楽、動画等を SNS にアップすることや、「ファイル交換ソフト」での著作物の公開が該当します。

こうした不当な手段で流通した著作物からは、著作者は対価を得ることができません。その結果、次の作品を作り出すことができなくなります。だからこそ、著作者を評価し、守るべきものとして著作権はあるのです。

さらに、写真や動画には「肖像権」という問題があります。人物の撮影をするときに、被写体に口頭もしくは書面で撮影されたものをどのような用途で使うのか、どのような媒体で公開するのかを説明して同意を得ている場合は肖像権の侵害とはなりません。同意を得ずに SNS にアップしたりすると、トラブルになる可能性がありますので注意が必要です。

また、パーティ等の公のイベントの場所での公の行動を撮影した場合は、多くの人から撮影されることが、誰にでも予測がつくので肖像権の侵害にあたることは少ないのですが、HP や SNS に動画や写真をアップする場合は「著作権」と「肖像権」に対する配慮が必要となります。

肖像権のトラブルを回避する方法として会場やチラシ等で「パーティでの写真や動画をホームページに掲載することがあります。」と告知しておくという方法もあります。

著作権特別委員会

[先頭に戻る](#)

知っておきたい著作権 ～音楽のダウンロード～

今回は『音楽のダウンロード』に関してお伝えします。

みなさん、「インターネットから、映画や音楽を無断でダウンロードすることは違法である」ということを耳にしたことがあると思います。今やインターネットの各サイトでいろんな映像や音楽を無料で楽しむことができる大変便利な時代になりました。でも、注意が必要です。2012年10月に違法ダウンロードが刑罰の対象となりました。

では、「違法ダウンロード」とはどのような行為をいうのでしょうか？

音楽や映画の作者には、著作権法で無断で作品を利用（コピーやインターネットで送信することなど）させない権利「著作権」が与えられています。インターネット上にある音楽や映画の中には、作者に無断で掲載されたもの「いわゆる海賊版」もあります。このような海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながらパソコンなどに取り込むこと（ダウンロード）を「違法ダウンロード」といいます。特に、これらの元の音楽や映画がCDやDVDとして正規に販売されている場合などには、「違法ダウンロード」となり刑罰の対象になる危険性があります。単に見たり聞いたりするだけでは、刑罰の対象になりませんが、音楽や映画を録音・録画する場合は特に注意が必要です。

では、テレビ番組等を録画して楽しむのは違法でしょうか？著作権法では、「自分自身で楽しむことを目的に、音楽や映画を録画・録音する行為は、作者に了解を得なくても、自由に行ってよい」となっています。しかし、自分で楽しむ以外の目的で利用すると著作権違反となる可能性が高いので、スクエアダンスの例会や練習会、講習会、パーティー等で利用する曲は、正規のレコード会社等が運営しているサイトから購入したものを利用することを強くお勧めします。また、録画・録音した動画や音楽を無断でSNSへアップしたり、友人に送付したりすることも、違法となりますので、注意してください。

著作権特別委員会

出典：「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/pdf/dl_qa_child_ver2.pdf

[先頭に戻る](#)